

障害保健福祉施策の動向

平成30年12月

厚生労働省 社会・援護局
障害保健福祉部 障害福祉課
障害福祉専門官 吉野 智

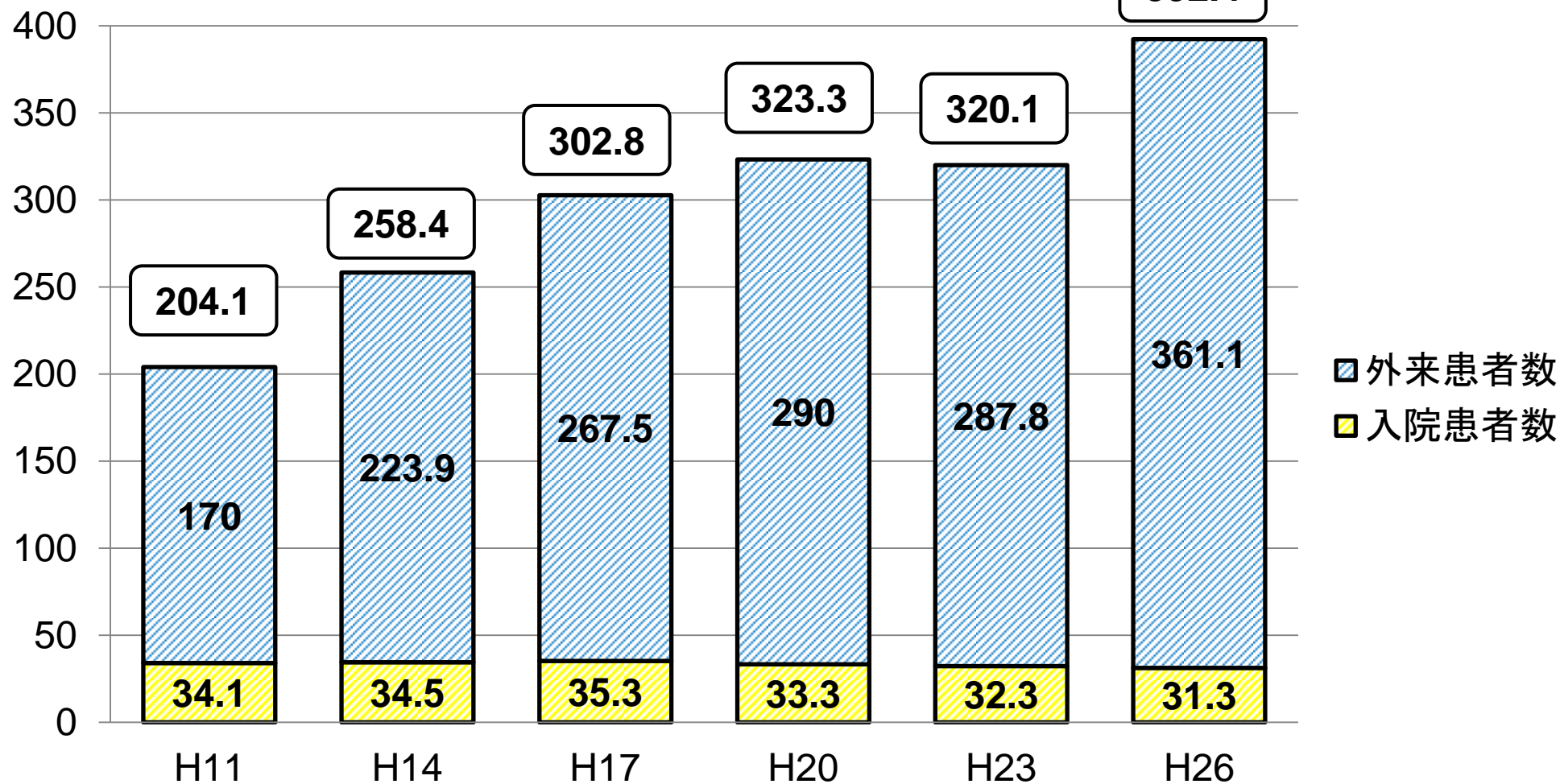
目 次

I	精神保健医療福祉の動向について	3
II	障害福祉施策の動向について	17
III	平成30年度障害福祉サービス等報酬改定について	22
IV	まとめにかえて	36

I 精神保健医療福祉の動向について

精神疾患を有する総患者数の推移

(単位:万人)



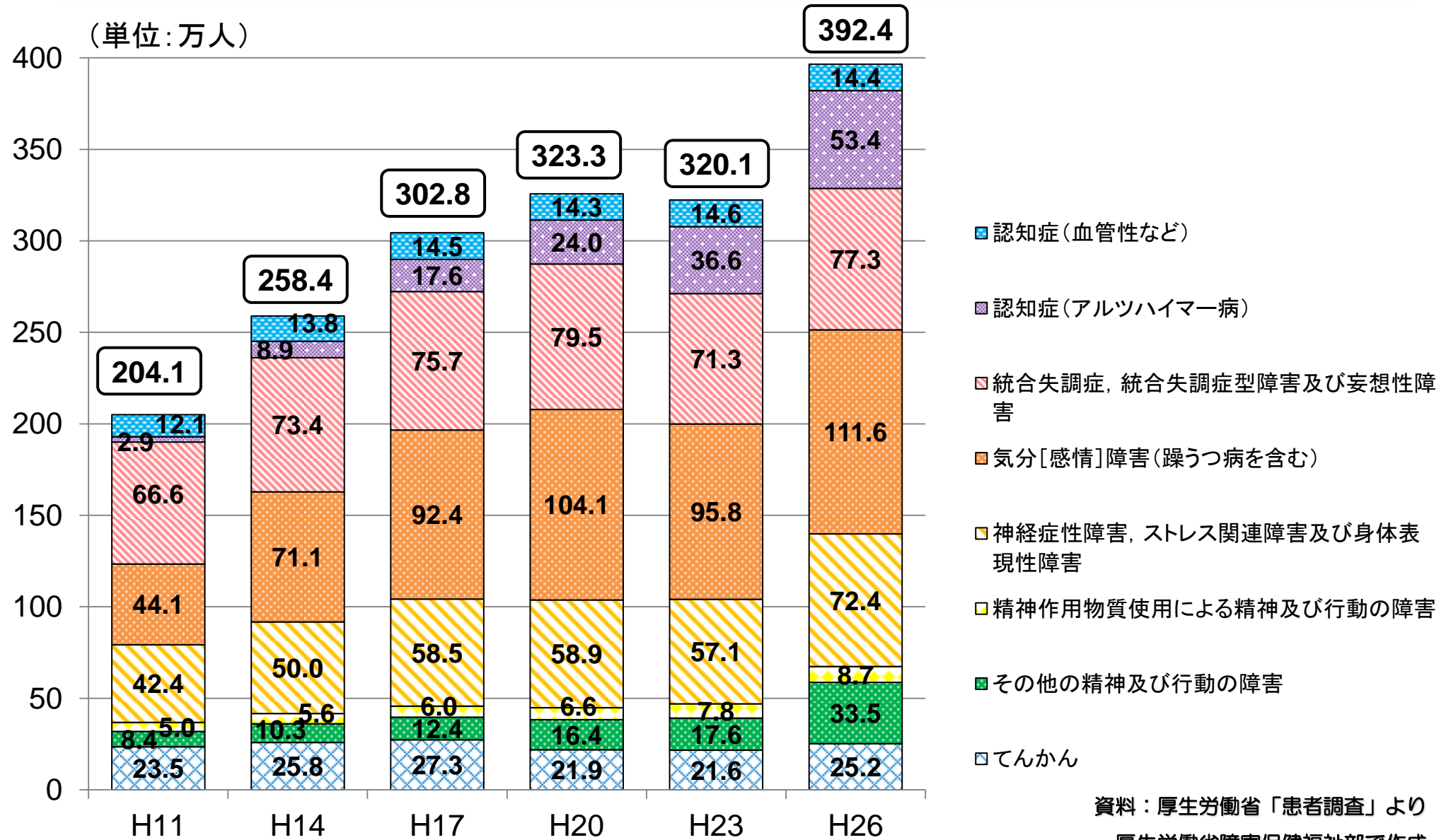
資料：厚生労働省「患者調査」より

厚生労働省障害保健福祉部で作成

※H23年の調査では宮城県の一部と福島県を除いている

精神疾患を有する総患者数の推移 (疾病別内訳)

(単位:万人)



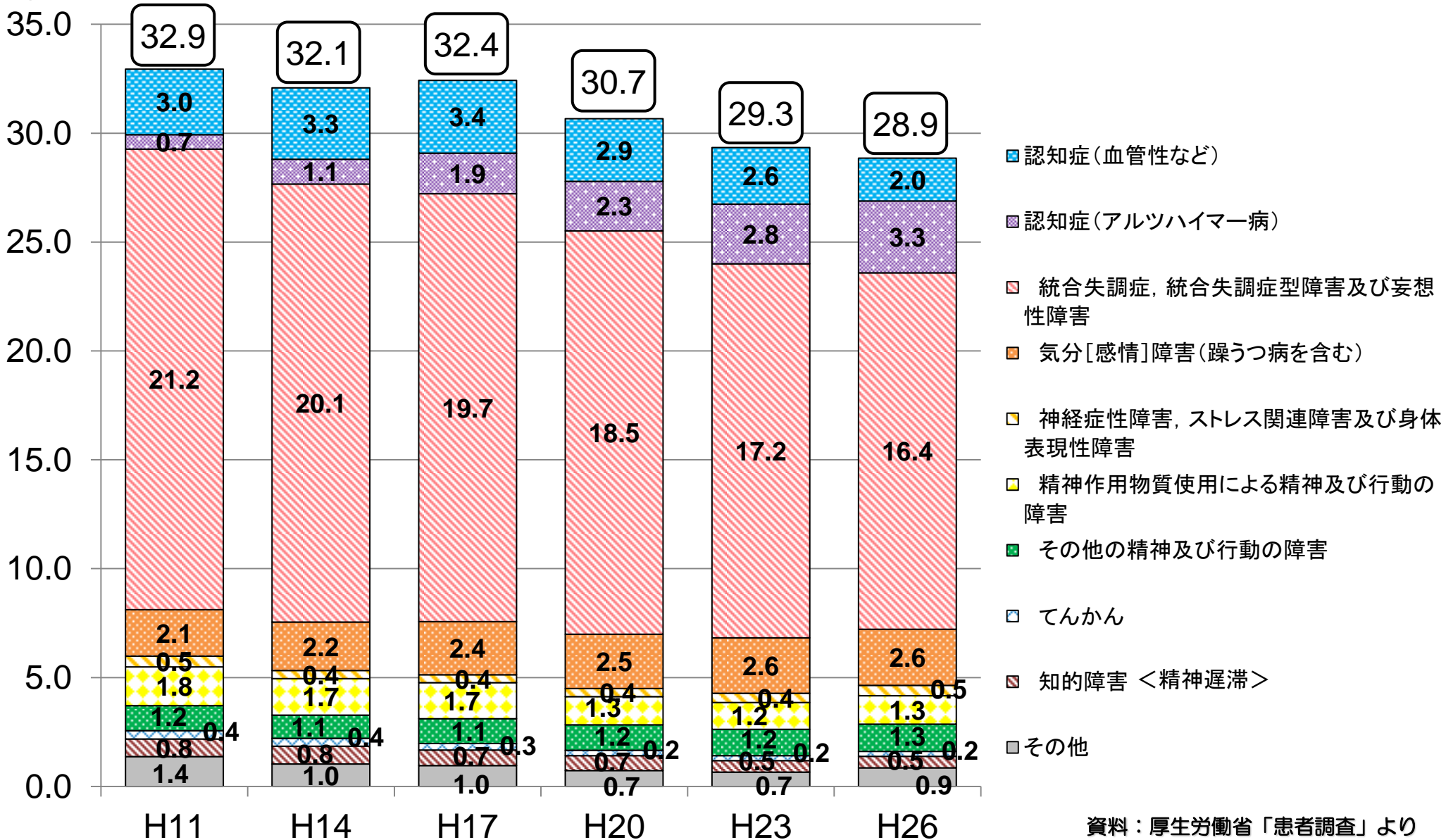
資料：厚生労働省「患者調査」より

厚生労働省障害保健福祉部で作成 5

※H23年の調査では宮城県の一部と福島県を除いている

精神病床における入院患者数の推移(疾病別内訳)

(単位:万人)



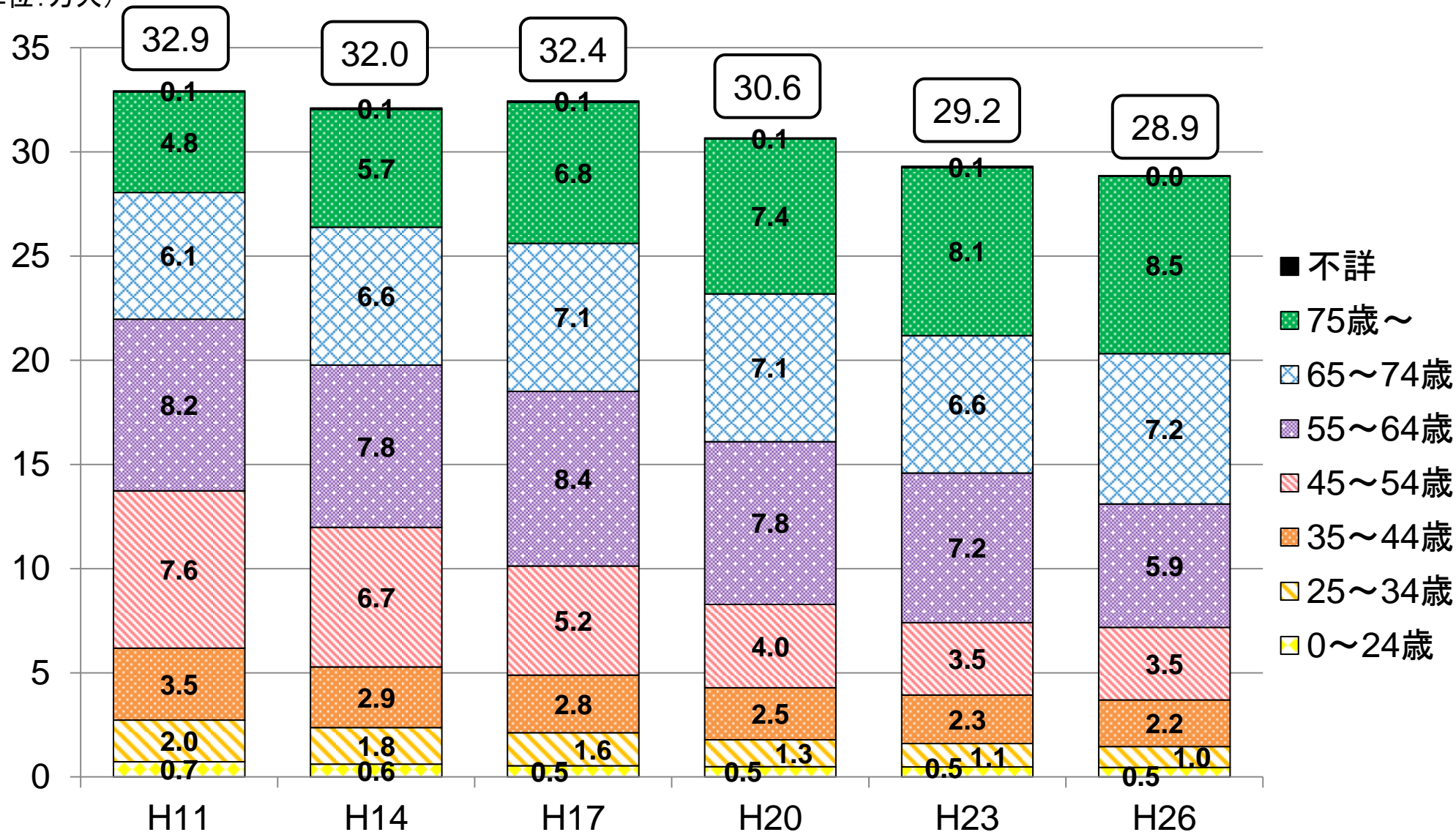
※H23年の調査では宮城県の一部と福島県を除いている

資料：厚生労働省「患者調査」より

厚生労働省障害保健福祉部で作成 6

精神病床における入院患者数の推移 (年齢階級別内訳)

(単位:万人)

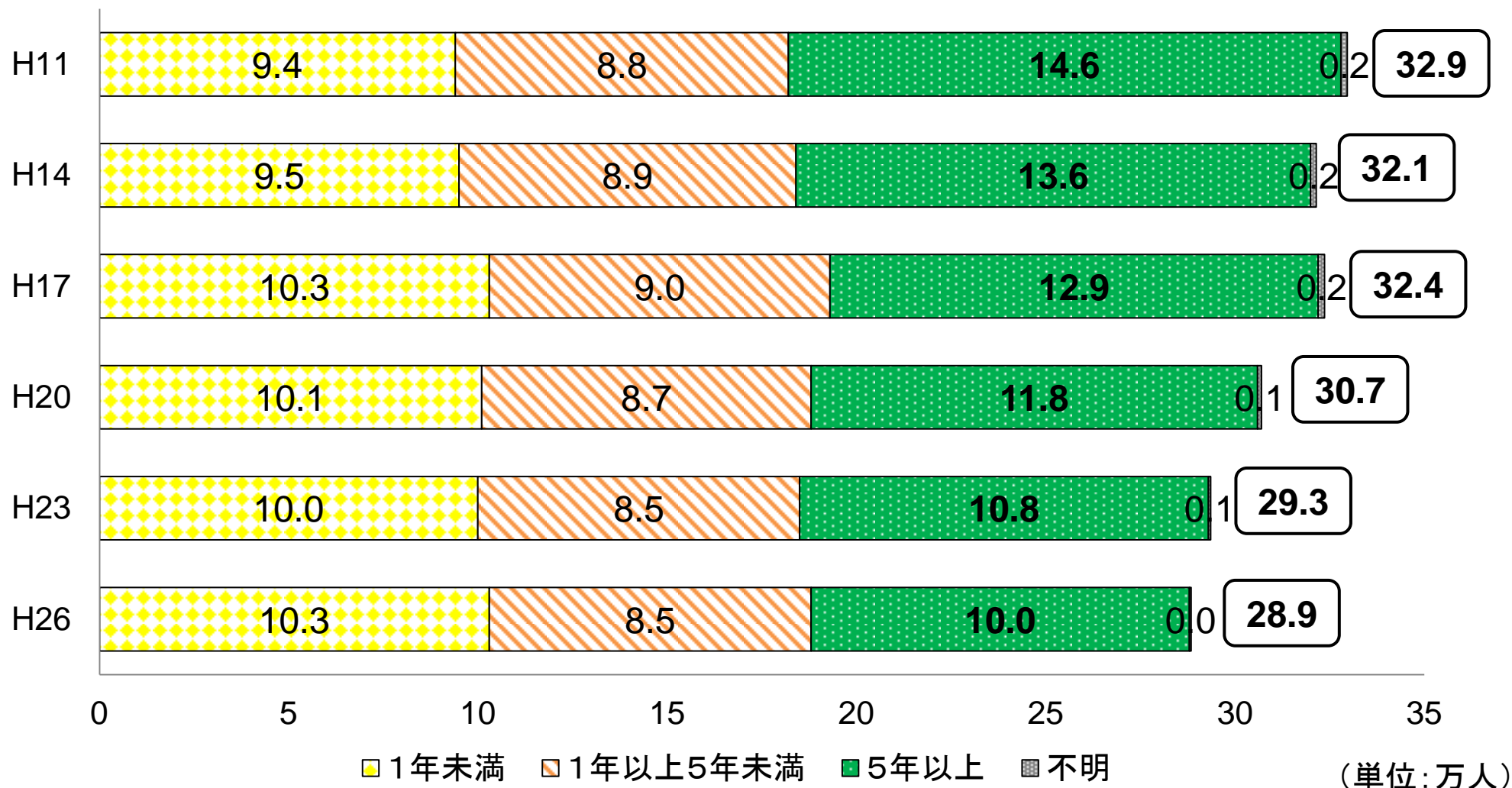


※H23年の調査では宮城県の一部と福島県を除いている

資料：厚生労働省「患者調査」より

厚生労働省障害保健福祉部で作成

精神病床における入院患者数の推移(在院期間別内訳)



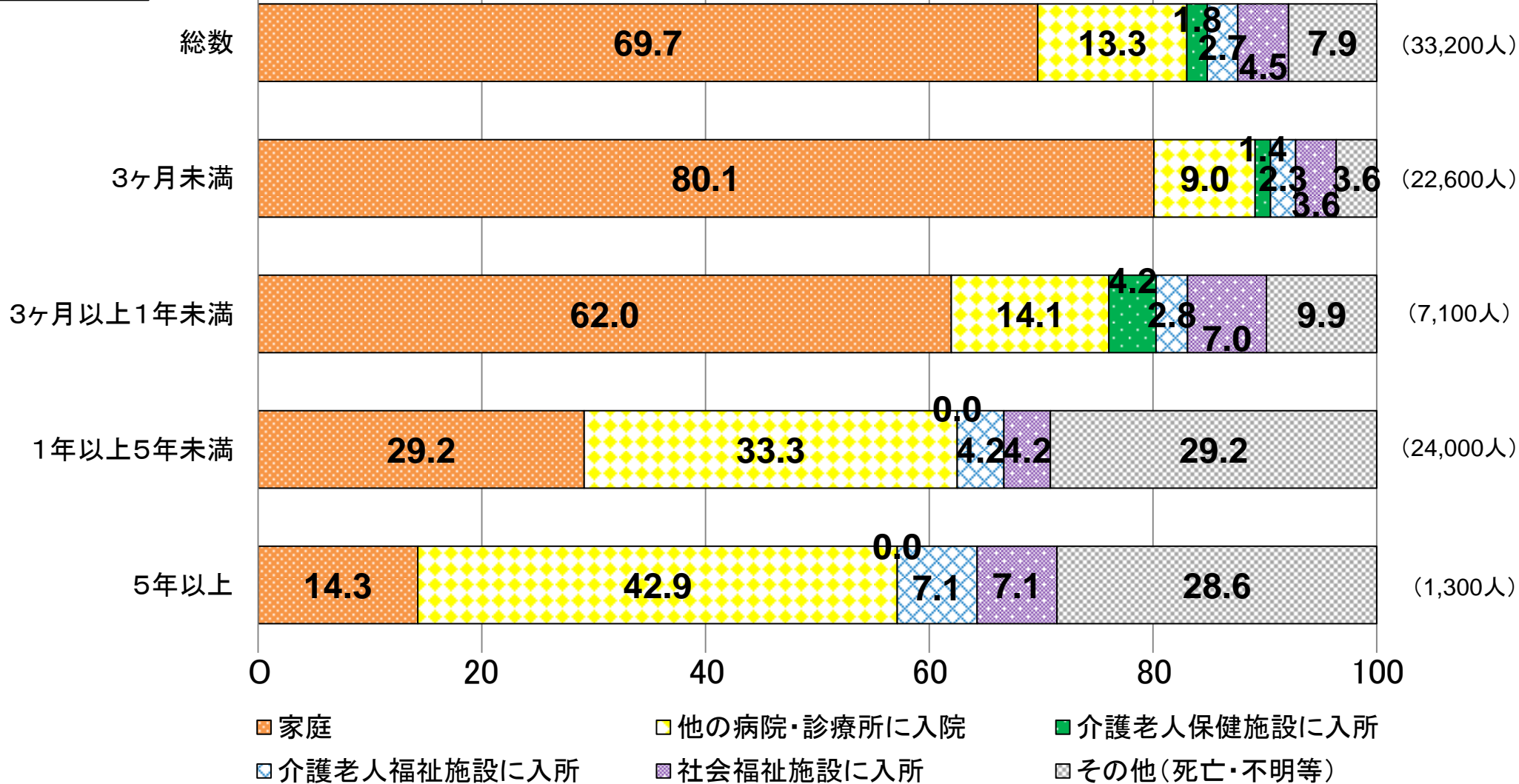
※H23年の調査では宮城県の一部と福島県を除いている

資料：厚生労働省「患者調査」より
厚生労働省障害保健福祉部で作成

平成26年 精神病床退院患者の退院後の行き先

入院期間

(単位: %)



資料：厚生労働省「患者調査」より
厚生労働省障害保健福祉部で作成

これまでの経緯等について

- 我が国の精神保健医療福祉については、平成16年9月に精神保健福祉本部（本部長：厚生労働大臣）で策定された「精神保健医療福祉の改革ビジョン」において「入院医療中心から地域生活中心へ」という理念が示されて以降、様々な施策が行われてきた。平成26年には精神保健福祉法に基づく「良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針」において、この理念を支えるための精神医療の実現に向けた、精神障害者に対する保健医療福祉に携わる全ての関係者が目指すべき方向性も示されている。
- 平成29年の「これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会」報告書では、この「地域生活中心」という理念を基軸としながら、精神障害者の一層の地域移行を進めるための地域づくりを推進する観点から、精神障害者が、地域の一員として、安心して自分らしい暮らしができるよう、医療、障害福祉・介護、社会参加、住まい、地域の助け合い、教育が包括的に確保された「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」(※)の構築を目指すことを新たな理念として明確にした。
 - ※ 高齢期におけるケアを念頭に論じられている「地域包括ケアシステム」における、必要な支援を地域の中で包括的に提供し、地域での自立した生活を支援するという考え方を、精神障害者のケアにも応用
 - ※ 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築は、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創る「地域共生社会」の実現にも寄与
- 「精神障害にも対応した地域包括システム」の構築に向けた取組を各地域が積極的かつ円滑に進められるようにするためには、国においても同システムの構築に向けた具体的な取組を総合的に展開していくことが必要である。

このため、「精神障害にも対応した地域包括システム」の構築に向けて、各自治体における精神障害に係る障害福祉計画の実現のための具体的な取組をとりまとめた。